

水と緑、山の再生へ

栗原市震災復興計画

表紙説明

残雪の駒姿がくっきりと浮かぶ栗駒山（震災前）と、山麓を流れる花山地区の浅布溪谷
（写真は合成です）

「水と緑、山の再生へ」



平成20年6月14日午前8時43分頃に発生した「平成20年岩手・宮城内陸地震」は、9名の尊い命を奪うとともに、未だ10名の方が行方不明となっており、負傷された方々は205名にもものぼる大惨事でありました。

宮城、岩手の県境付近の栗駒山直下を震源とするマグニチュード7.2、震度6強を観測した今回の地震は、市内に未曾有の被害をもたらし、山地崩壊や河道閉塞などにより、未だに120世帯を越える方々が、応急仮設住宅などでの避難生活を余儀なくされております。

発災直後から内閣府をはじめ国土交通省、農林水産省、林野庁などの国の関係機関や宮城県、自衛隊、宮城県警察本部、県内外の消防本部、更には多くの自治体や医療機関、電力・通信等の民間会社、ボランティアなど、全国各地からの心のこもったご支援、ご協力をいただきながら、復旧、復興に取り組んでまいりました。非常に厳しい状況の中、幾多の困難にも遭遇しましたが、おかげさまで今日まで、市民と一丸となりこの難局を乗り越えてくることができました。あらためて御礼申し上げます。

このような中、今回の震災で被害を受けた市民生活の再生と、産業の再建を果たし、一日も早い復興を成し遂げることが栗原市における最重要課題ととらえ、「栗原市震災復興計画」を策定いたしました。

この計画は、市民の皆さんと共通の理解のもと、震災による甚大な被害からの復旧・復興に向けた方向性を示すもので、行政と住民の協働のもとに復興を目指す基本となるものと考えております。

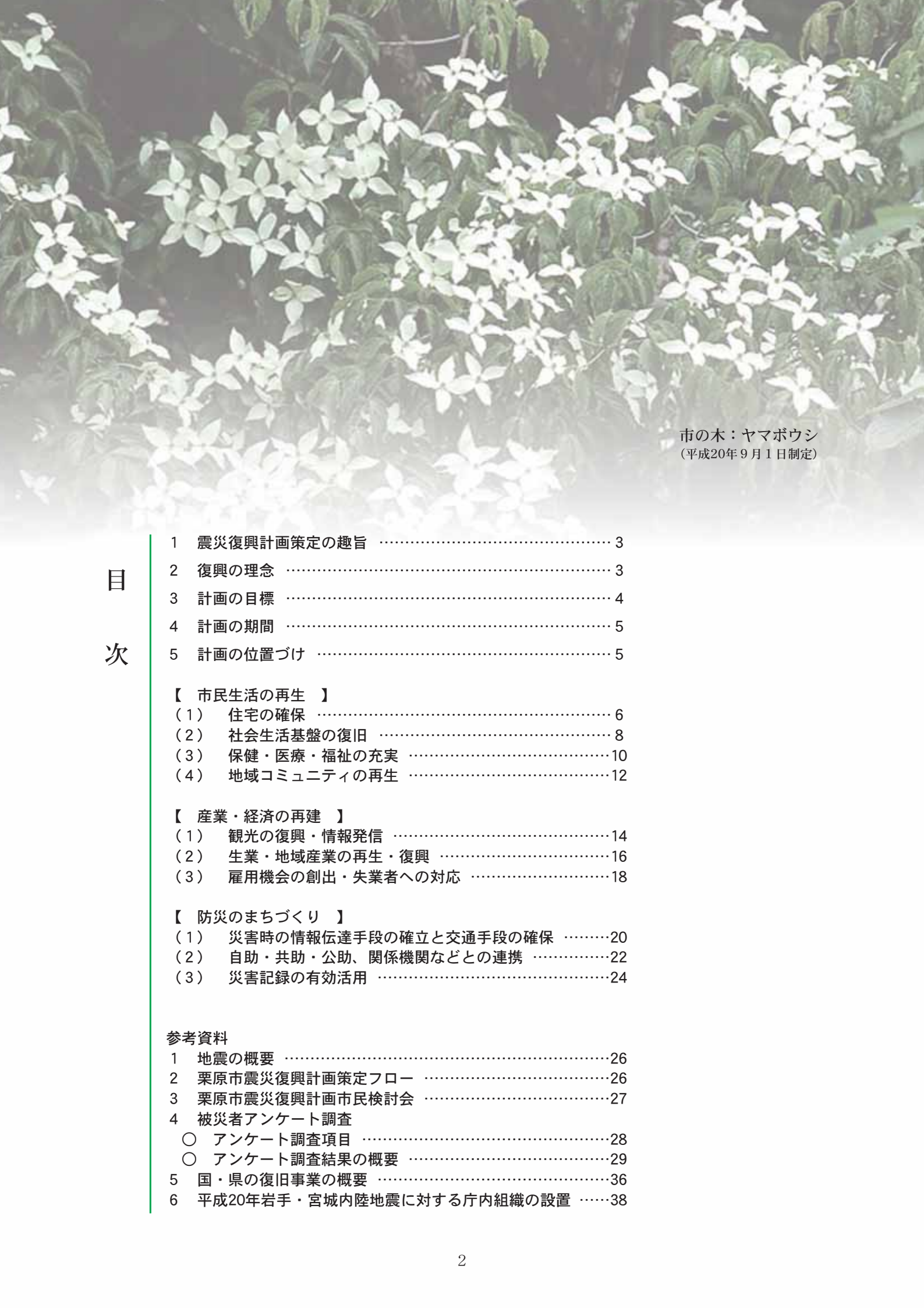
本計画では、栗原市の美しく豊かな自然の象徴であり、「清流」の源として、飲料水や農業用水など、私たちの暮らしに大いなる恵みを与えている「栗駒山」に大きな被害が発生したことから、「水と緑、山の再生へ」をスローガンに掲げております。

また、計画策定の主眼として「市民生活の再生」「産業・経済の再建」「防災のまちづくり」を基本目標として掲げ、10年間の長期的視野に立ちながら一体的な復興に取り組むことにしています。

平成20年岩手・宮城内陸地震の災害からの一日も早い復興を成し遂げるため、「震災復興計画」を全力で推進することが必要です。全国の多くの方々の激励やお見舞い等に応え、市・市議会そして市民が一丸となり、強い「絆」で復興に取り組んでまいります。

平成21年3月

宮城県栗原市長 佐藤 勇



市の木：ヤマボウシ
(平成20年9月1日制定)

目次

1	震災復興計画策定の趣旨	3
2	復興の理念	3
3	計画の目標	4
4	計画の期間	5
5	計画の位置づけ	5
	【 市民生活の再生 】	
(1)	住宅の確保	6
(2)	社会生活基盤の復旧	8
(3)	保健・医療・福祉の充実	10
(4)	地域コミュニティの再生	12
	【 産業・経済の再建 】	
(1)	観光の復興・情報発信	14
(2)	生業・地域産業の再生・復興	16
(3)	雇用機会の創出・失業者への対応	18
	【 防災のまちづくり 】	
(1)	災害時の情報伝達手段の確立と交通手段の確保	20
(2)	自助・共助・公助、関係機関などとの連携	22
(3)	災害記録の有効活用	24
	参考資料	
1	地震の概要	26
2	栗原市震災復興計画策定フロー	26
3	栗原市震災復興計画市民検討会	27
4	被災者アンケート調査	
○	アンケート調査項目	28
○	アンケート調査結果の概要	29
5	国・県の復旧事業の概要	36
6	平成20年岩手・宮城内陸地震に対する庁内組織の設置	38

1 震災復興計画策定の趣旨

平成20年6月14日午前8時43分頃、震度6強を観測した平成20年岩手・宮城内陸地震が栗原市を襲いました。この地震により、市内で9名の尊い命が奪われたほか、未だ10名の方が行方不明となっています。

今回の地震は、市北西部の栗駒地区、花山地区に被害が集中し、大規模な地滑りや土石流、山地崩落に伴う河道閉塞、道路の寸断による孤立集落の発生など、山間地域特有の災害が多発しており、山容が大きく変貌するなどの爪痕を残しました。

市民生活においては、生活基盤となる住家や宅地、さらには農林水産業などの生業に大きな被害をもたらしたほか、事業所などの経営活動にも深刻な影響を与えました。特に、栗駒山麓を中心とした観光産業は壊滅的な状況に陥り、地域経済の活力低下が懸念されています。

栗原市の復興は、この震災による被害から、道路や公共施設などの本格的なインフラの復旧を図り、被災者の一日も早い生活の再生と産業の再建を果たし、栗原市が震災に見舞われる以前の活力を回復させ、さらなる市民生活の発展を目指すために、栗原市震災復興計画を策定するものです。

2 復興の理念

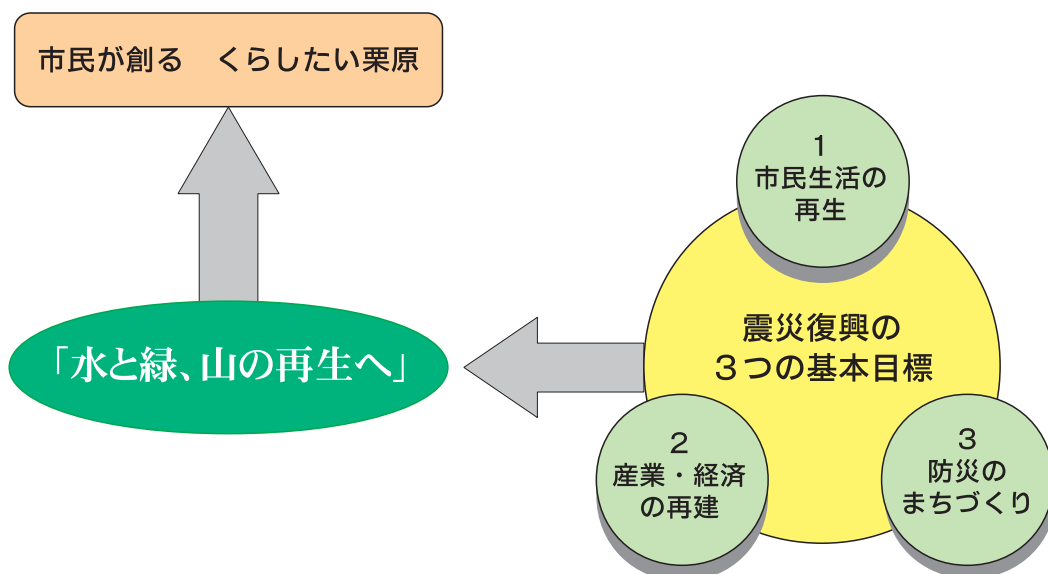
栗原市の北西部にそびえる秀峰「栗駒山」は、雄大で伸びやかな山稜と四季折々に変化する美しい自然の表情が特徴であり、多様な高山植物やカエデ・ブナなどの木々が生い茂る、自然の宝庫として、市民など多くの人々を魅了してきました。

この「栗駒山」を源とする清流が、山麓を迫川、二迫川、三迫川に分かれて流れ、市の東部で合流します。さらに北上川と合流し、太平洋にそそぎます。この清流は自然に生きる動植物の命の源でもあり、飲料水や農業用水などにも利用され、人々の暮らしに大いなる恵みを与えてくれます。

今回の地震では、この美しく豊かな自然の象徴である「栗駒山」に大きな被害が発生しましたが、市民が一丸となって震災からの復興を成し遂げ、栗原市総合計画に掲げる「市民が創る くらしたい栗原」を目指すため、

「水と緑、山の再生へ」

を震災復興のスローガンに掲げ、その実現に向けて計画を推進します。



3 計画の目標

本計画を策定するにあたり、復興の理念を踏まえ、3つの基本目標を掲げ、市民生活や産業の再建などの一体的な復興に取り組みます。

基本目標 1 市民生活の再生

震災により被害を受けた市民、特に高齢者や障がい者、避難先などで生活されている方に配慮し、被災住宅の再建や、ライフラインなどの復旧を進め、社会生活基盤の整備を図ります。また、これまで培われてきた助け合いの精神を財産に、市民の一人一人が、被災後の健康や生活に不安なく、互いに支え合う地域づくりを推進します。

- (1) 住宅の確保
- (2) 社会生活基盤の復旧
- (3) 保健・医療・福祉の充実
- (4) 地域コミュニティの再生

基本目標 2 産業・経済の再建

栗駒山麓の温泉と自然環境を資源とした観光産業の再生を図り、その観光産業を軸とした経済サイクルの早期復興を目指します。また、栗駒山と清流の恩恵を受け営んでいた農林水産業などの生業基盤の復旧を進めるとともに、被災事業所などの生産基盤の復旧や、震災をバネにした新たな産業の振興を図り、雇用の創出や活力ある産業構造の構築を推進します。

- (1) 観光の復興・情報発信
- (2) 生業・地域産業の再生・復興
- (3) 雇用機会の創出・失業者への対応

基本目標 3 防災のまちづくり

今回の震災の体験を教訓に、日ごろから災害に備え、情報の伝達手段や避難所などを適正に確保するなど、災害に強く安全で安心して暮らせる地域社会を形成します。また、市民の防災意識の高揚を図るため、自主防災組織などによる地域の防災力を強化するとともに、災害時の要援護者に対する支援や体制の整備のために関係機関などとの連携強化を推進します。

- (1) 災害時の情報伝達手段の確立と交通手段の確保
- (2) 自助・共助・公助、関係機関などとの連携
- (3) 災害記録の有効活用

4 計画の期間

復興にあたっては、復旧期や再生期、発展期を経た概ね10年後の姿を見据えた計画とします。

なお、施策や事業計画については、栗原市総合計画の前期基本計画に準じ、復旧期から再生期に入る平成20年度から平成23年度までの4年間の計画を示すこととし、再生期から発展期にあたる平成24年度以降の施策や事業については、栗原市総合計画後期基本計画策定と合わせ、計画するものとします。

(1) 復旧期 → 平成22年度まで（震災から概ね3年間）

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生産基盤、インフラなどの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を精力的に進める期間とします。

(2) 再生期 → 平成25年度まで（震災から概ね6年間）

復旧されたインフラと市民の力を基に、震災に見舞われる以前の活力を回復し、地域の価値を高めていく期間とします。

(3) 発展期 → 平成26年度以降

被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、安定的に発展していく期間とします。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
栗原市震災復興計画	発展期									
	再生期									
	復旧期									
震災復興事業計画	事業計画				事業計画					
(参考) 栗原市総合計画	基本構想(平成19~28年度)									
	前期基本計画 (平成19~23年度)					後期基本計画 (平成24~28年度)				

5 計画の位置づけ

- (1) 平成28年度を目標年次とする「栗原市総合計画」の目指す将来像や考え方を踏まえ、栗原市震災復興計画を策定します。
- (2) 復興計画の策定にあたり、他の計画との調整を図ることとします。
- (3) 震災からの復旧・復興への取り組みが緊急課題であると位置づけ、震災復興計画の施策を優先した事業展開に取り組みます。
- (4) 本計画は、社会環境や経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しすることとします。